

学校サポートチーム設置要項

令和7年4月1日

第1 目的

いじめの防止等に関する措置を実行的かつ組織的に行うこと及び、生徒の重大な問題行動に際して、保護者、関係機関、地域などと迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、生徒の健全育成を図ることを目的として設置する。

第2 設置

学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会と併設する。

第3 委員

校長、副校長、教員、保護者代表、自治会代表、ユースソーシャルワーカー、児童相談所職員、警察署スクールサポーター、その他校長が必要と認める者により構成する。

第4 招集

原則として年4回、必要に応じて校長が招集し、学校サポートチーム会議を開催する。

第5 委員謝金

学校サポートチーム会議に出席した外部委員に対し、謝金を支払うことができる。謝金単価は1回当たり3,000円とする。

第6 秘密の保持

委員は、学校サポートチーム会議において知り得た秘密や個人情報を、外部に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

第7 補則

この要項に定めるもののほか、学校サポートチームの運営について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。